

令和3年度第1回文化財保存活用地域計画策定協議会

- 1 開催日時
令和4年3月18日（金）午後2時00分から4時00分
- 2 場所
流山市生涯学習センター C401会議室
- 3 議題
 - (1) 会長・副会長の選出について
 - (2) 文化財保存活用地域計画について
 - (3) 流山市文化財保存活用地域計画の方針について
 - (4) その他
- 4 出席委員
常木委員、松井委員、相原委員、笠間委員、若松委員、平井委員、志賀委員、田中委員（代理：大内千年氏）、内委員
- 5 欠席委員
井戸委員
- 6 事務局員
田中教育長、秋谷博物館長、北澤博物館次長、小川学芸係長、宮川主任学芸員、志田藤学芸員、伊藤学芸員
- 7 傍聴者
1人

令和3年度第1回文化財保存活用地域計画策定協議会会議録

(小川係長)

本日は年度末の大変お忙しいなか、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。本日、司会進行をさせていただきます、博物館学芸係長の小川でございます。よろしく願いいたします。

初めに、流山市文化財保存活用地域計画策定協議会委員の委嘱状を交付いたします。お手元の委員名簿をご覧ください。名簿の順番でお名前をお呼びしますので、その場でご起立いただき、教育長から交付したいと思います。

〔委嘱状交付式〕

(小川係長)

ありがとうございました。委嘱状交付式を終わらせていただきます。

ここで、教育長よりご挨拶申し上げます。田中教育長、よろしく願いいたします。

〔田中教育長挨拶〕

(小川係長)

教育長、ありがとうございました。

続きまして、千葉県教育庁文化財課から、田中課長の代理として大内指定文化財班長が本日出席しております。大内様、ご挨拶をお願いいたします。

〔県文化財課大内氏挨拶〕

(小川係長)

大内様ありがとうございました。

本会議は、今回初めての開催となります。委員に委嘱されまし

た皆様のご紹介をさせていただきます。名簿順にご紹介しますので、皆様から自己紹介をお願いいたします。

〔各委員自己紹介〕

（小川係長）

続きまして事務局の紹介をさせていただきます。生涯学習部長は、本日所用により欠席させていただきます。

〔事務局員挨拶〕

（小川係長）

教育長に置かれましては、次の公務のため、ここで退席させていただきます。

〔教育長退席〕

（小川係長）

それでは、次第に沿って進行させていただきます。

協議会の議事は公開が義務付けられております。会議録作成のため、録音をさせていただきます。なお、発言は挙手のうえ、議長より指名がなされてから発言をお願いいたします。

会議開催に先立ちまして、本日配布しました資料を確認させていただきます。まず、会議次第および委員名簿、議題2・3資料を配布しております。名簿につきましては、間違いがないかどうかご確認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

続きまして、皆様のなかから会長・副会長を選出していただきたいと存じます。議事進行は会長・副会長ともに不在の状態でございますので、本日は秋谷博物館長が議長を代行いたします。秋谷館長よろしくをお願いいたします。

（秋谷館長）

本日、議長を代行させていただきます、秋谷です。よろしくお

願いたします。

それでは、議題1の会長・副会長を選出したいと思います。立候補または推薦により決定したいと思いますが、委員の方から何かご意見ありますでしょうか。

(志賀委員)

事務局に腹案はありますか。

(北澤次長)

会長に常木委員、副会長に若松委員を推薦いたします。

(秋谷館長)

ただいま、事務局から会長に常木委員、副会長に若松委員との推薦がありました。他にございませんでしょうか。

ないようですので、お諮りします。

会長に常木委員、副会長に若松委員の推薦がありましたが、承認される方は拍手をお願いいたします。

拍手多数と認めます。

それでは協議会会長に常木委員、副会長に若松委員が決定いたしました。

(小川係長)

ありがとうございます。本来であれば、会長が議長を務めるところではありますが、先ほども申し上げましたが、本日は初めての会議になりますので、今回に限り、事務局秋谷がそのまま議長を務めさせていただきます。

(秋谷館長)

議事進行に先立ち、事務局に出席委員数の報告を求めます。

(北澤次長)

本日の会議につきましては、委員 10 名のところ 9 名と過半数の出席をいただいておりますので、「流山市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱」第 7 条第 2 項により会議が成立していることを申し添えます。

(秋谷館長)

会議成立ということですので、次第により議事を進行させていただきます。

続きまして議題 2 文化財保存活用地域計画について、事務局より説明願います。

(北澤次長)

概要を説明いたします。お手元の資料の「議題 2」をご覧ください。できたく思います。

平成 30 年に文化財保護法が改正され、それにより都道府県には文化財保存活用大綱、市町村には文化財保存活用地域計画の策定をして、これまで保存が中心だったものを、活用を含めたマスタープランを作成してくださいというのがこの法改正の内容になります。

最初の両面の資料は、文化庁が作成した文化財の保護・活用に関する指針になります。市町村については中長期的な取り組みを具体的に示したアクションプランを作成してくださいということになっております。これが地域計画になります。

その作成に関しては、多様な関係者の意見を踏まえるのが望ましいと書かれておりまして、これをもとに協議会を設置したものになります。

具体的にどういったことをしていくかというのが、次の資料になります。それぞれの市町村における歴史・文化の特徴を吸い上げ、地域計画を策定する目的、今後 10 年の流山市の文化財をどういう風に持っていくかということを決めていくなかのマスタープランとして、市内の文化財が現在置かれている状況の把握、そしてどういったことに取り組まなくてはならないかという課題を抽出します。また、中央下に「文化財保存活用区域」と書か

れておりますが、市のなかで地域性を一つのグループとして、テーマと言ってもいいかもしれませんが、そういったものを策定して、市のなかで地域をブロック化するなかでこういったものを進めていくか、例えば、地震や火災等への防災・防犯に関する課題等の抽出を行っていきます。そのなかで、具体的に個別の調査、文化財の指定、情報発信等をどのように進めていくかというアクションプランを決めていく、というのが地域計画です。

続いて、文化財保存活用地域計画構成案です。こちらも文化庁から出されているものになりますが、地域計画を策定するに際し、以下のような章立てで策定してくださいということになっています。序章として、計画作成の背景と目的、計画の期間等が定められます。第1章では当該市町村の概要ということで、自然的・地理的環境、社会的状況、歴史的背景などです。これについては、市の総合計画のなかでも現在置かれている市の状況などが書かれておりますので、基本的にはそれを地域計画のなかに一部取り込んでいく形になります。第2章として、市の文化財の概要と特徴ということで、市の指定文化財等の概要と特徴、未指定文化財の概要と特徴ということが挙げられております。第3章として、市の歴史文化の特徴。第4章で具体的に文化財の保存と活用に関する将来像・基本的な方向性を位置付けます。第5章では文化財の把握調査ということで、第2章とも重複する部分がありますが、指定文化財・未指定文化財の状況把握です。そして、どうやってそれらを保存・活用していくかということが第6章になります。第7章に関しては、任意事項になっておりますが、どちらかを対象として市のなかで文化財保存活用区域を設定して具体的にその内容について示していくものです。第8章に関しては防災、第9章に関しては実際にそれらを推進していくことについて、観光部局や学校との連携をどのようにしていくかということを定めます。以上が文化財保存活用地域計画の構成案です。

次に、認定に係る手続についてですが、基本的には市が地域計画を立て、国の認定を受けて初めて成立するものです。現状、2年の期間を設けており、令和5年度中の申請を目指して進めているところです。この認定スケジュールについては、現在は7月と

12月の年2回に認定が行われています。今後のスケジュールとしては、令和5年12月の申請を目指して策定を進めていくこととなります。

次に、A3判の資料「文化財保存活用地域計画―歴史文化で魅力ある地域へ―」とあります。これは文化庁で作成しているものです。見開きのページをご覧ください。「01」について、文化財保存活用地域計画は個々の文化財を対象とするわけではなく、グルーピングをして、そのなかで文化財の保存・活用を進めていくものになります。「02」について、皆さんとこれから一緒に相談しながら進めていく形になります。「04」はある町をイメージしたのものになります。それぞれの市のなかには様々な文化財が点在していて、例を見ると「鉱山経営の盛衰」ということで鉱山関係の工場や学校などの一連の文化財、その下には「〇〇城と城下町の文化財保存活用区域」として、城下町を中心としたグルーピングなど、市を構成する色々な文化財を一つのまとまりにして、それをそれぞれ保存と活用、情報発信をやっていきたいと思います。裏面の「05」は、そのグルーピングのなかでどういう形で進めていくかというものになります。例えば、先ほども挙げた城下町のところでは、石垣の整備ですとか、天守閣資料館の展示更新、トイレの洋式化、DMOと連携した散策マップの作成等、計画の内容に関しては多岐にわたります。こういったものを地域計画のなかで今後、進めていくこととなります。

次が、千葉県で既に制定した「文化財保存活用大綱」です。流山市がこれから地域計画を策定していくなかで、基本となるものです。これについては、県の大内さんがいらしているので、文化財保存活用大綱について、お話しいただければと思います。

(県文化課大内氏)

文化財保存活用大綱についてお話しいたします。

文化財保存活用大綱の中身について、概要版をお配りしています。文化財保存活用大綱とは何なのかというところをまずお話ししたいと思います。

先ほどもありましたように、文化財保護法の改正で、都道府県

における文化財保存活用大綱と、市町村が策定する文化財保存活用地域計画が両輪として、地域の文化財の保護・活用の総合的な計画であるということです。市町村が作成する地域計画については、大綱を勘案して作成することになっておりまして、千葉県文化財保存活用大綱につきましては、千葉県の地域における文化財の総合計画という位置付けになります。大綱は千葉県全体の文化財を俯瞰した場合の総合計画ということになりますので、県内の個別の地域の具体的な計画が、市町村が作成する文化財保存活用地域計画になります。今後、市町村が作成する地域計画については、大綱で策定した大きな方針と矛盾しないような形で策定してくださいと国からは指導されています。

大綱の大きな特徴は、「県民一人一人が文化財の魅力を知り、守り、次世代につなげ、活用することで、豊かな県民文化を育む」というフレーズがあり、これがキーワードの一つになってくるんですけれども、非常に大雑把な言い方をしますと、各市町村で策定する地域計画が勘案しやすいような作りになっております。というのは、千葉県内といっても非常に広くて様々な地域的な環境があるわけですけれども、それぞれの地域で考える地域計画がひっかけやすいようなキーワードがたくさん散りばめられているという風に考えていただきたいと思います。市町村の地域計画が作りやすいような形で作ってあるということでございます。例えば方針としましては「千葉県にとって重要な文化財を保存していく」となっております。割と曖昧なというか、広い意味での言い方をしておりまして、それを各市町村の地域計画で組み替えて使っていただけのような言葉をたくさん散りばめられているという風に考えております。

もう一つの特徴としましては、防災で一個の章立てをしているところです。大綱の作成をしていたときにちょうど令和元年の台風等で災害が起きて、もちろん東日本大震災のあとでもございますし、防災、災害に対して非常に意識されたときでした。そういったところが大綱の特徴と言えるのではないかと思います。

県と市町村が優先的に取り組むテーマのイメージというものが見開きの真ん中あたりに出ています。これが大綱のなかで優先

的に取り組むテーマということになっているんですけども、ご覧いただいている通り、「千葉県の歴史と文化を考える上で欠くことができない文化財」であるとか、「千葉県を特徴付ける名勝地及び景観」、「千葉県の自然を考える上で欠くことができない文化財」、そういったものを優先的に取り組むんだという言い方をしておりますので、それをそのまま市町村に読み替えていただければよろしいかなと思っております。

(北澤次長)

ありがとうございました。

千葉県のほうでは令和2年10月に文化財保存活用大綱が策定されていますが、千葉県内では我孫子市、富里市、銚子市が既に地域計画の認定を受けております。近隣市では現在、柏市、松戸市、鎌ヶ谷市も策定を進めています。

大内さん、他市はだいぶ進んでいるのでしょうか。柏、松戸、鎌ヶ谷は認定に向けて進んでいるのでしょうか。

(県文化課大内氏)

策定にあたってはかなり厳格なスケジュール管理がされております。各市とも、例えば令和4年の上半期に申請を行うという形であれば、そのときまでにこういうことをやらなければならないと、かなりきっちりとしたスケジュールリングをされておりますので、そのスケジュールに沿って皆さんされている現状だと思えます。

(北澤次長)

ありがとうございました。今日は添付の資料で、既に認定を受けています我孫子市、富里市がこういった形で計画を立てたかという参考の資料を出しております。

まず我孫子市についてですが、メインのテーマで言うと、「地域のたから、「我孫子遺産」が輝く未来へ」ということで位置付けております。そのなかで「ものがたり」を設定して、そのなかで「我孫子遺産」の保存と活用をやっていきますというものです。

主な活用として、手賀沼湖畔にあります旧井上家住宅の保存と活用、我孫子市は大正期に白樺派の文人が別荘を構えていた場所ですので白樺文学館という中核となる施設のリニューアル事業、それから情報発信の仕組みづくりということを活用として位置付けております。

裏面になりますが、それぞれの地域で大きくテーマを設定して、「水のものがたり」は手賀沼・利根川を中心として水をテーマとして構成する文化財、「まちのものがたり」は奈良時代から郡家・郡衙といって郡の役所が置かれていたということで、それから江戸時代に続くまちを中心として構成する文化財、それから、「みちのものがたり」は水戸街道や成田道などの旧道を中心とした残された文化財からその保存と活用を図るもの、「伝承のものがたり」は平将門伝説などの伝承をピックアップしてこのなかの文化財を保存・活用しようということで、我孫子市はこのような計画を立てております。

富里市については、こちらは成田空港のそばにあるまちになりますが、流山と一部似ている部分があるということで今回資料として挙げさせていただきました。富里の場合のグループとしては、大きくは旧石器時代から古墳時代にかかる遺跡、埋蔵文化財を中心としたストーリー、流山と同じように江戸時代に幕府の牧があったところでもありますので、牧場の周りの村々に関係の文化財、明治時代に牧が廃止されたあと、入植者がまちを作っていくことになりますので、そういった開墾の時代の文化財、古代から近世に至る石造物等やお祭りとかそういったものを「祈りと信仰」ということで、大きく4つのテーマでまちの文化財をイメージして保存・活用を進めていくという内容になります。

(秋谷館長)

ただいま、文化財保存活用地域計画について、事務局より説明がありました。これに関しまして、ご意見、ご質問ありましたらお願いしたいと思います。

(県文化課大内氏)

原本を見ていただいたほうが、イメージが湧くんじゃないでしょうか。配布されたものはあくまで概要版なので、本当にエッセンスなんです。保存活用地域計画というものがペラ1枚ではどんなものか全くイメージが湧かないと思います。

地域計画の完成版は冊子で作っていきます。概要版ですとエッセンスをすっきり出しているので簡単にできそうに見えるんですけども、通常はかなりボリュームを持ったものが作成されております。まずそれぞれの市町村で地域の文化財および文化財未満のものを抽出します。地域計画では、既存の文化財と今現在では文化財ではないかもしれないけれども文化財に関連するようなものを広く対象としております。そういったものをきちんと認識し、それが市のなかでどういう風にどういった、単純に言えばどこにどんなものがあるかということ、どんな種類のものがどれくらいあるかということを中心に把握して、その把握したものをどのような形で関連して理解していくのかということが重要です。先ほどストーリーや関連文化財群みたいな話が出てきたと思うんですけども、把握した地域の文化財の認識をどのように組み替えて、ストーリーなり何なりを作って活用を図るかというイメージを作り、そのうえで具体的な文化財の活用計画、アクションプランを作ります。アクションプランにはかなり具体的な事業の羅列も必要になってきます。こうした文化財をこういう風に認識したうえで、どういう風に活用していくかという方針を立てて、その方針を達成するためにはどういう事業を実施していくのかという、かなり具体的な計画になります。

所謂イメージ的な、流山市の文化財を大切にしていきたいと思います。というようなスローガンのものを冊子にまとめるというような計画ではなく、事業と実際のスケジュール等も含めた、具体的な事業を出して、どういう風に文化財を保存・活用していくのかというのを具体的に示していく総合計画となります。地域の文化財をどういった形で全体を底上げしていくのか、保存・活用していくのかを具体的に示す計画だという風に言われます。国からは認定にあたっては具体性を問われることとなりますので、そういうものだとご認識いただければと思います。

(常木会長)

千葉県の大綱、結構読ませていただいたんですけども、「輝け！ちば元気プラン」の教育分野における計画とか、「次世代に光り輝く教育立県ちばプラン」における文化財分野に関わる項目などを取り上げていくと書いてありますが、具体的にはどういったことでしょうか。

(県文化課大内氏)

これは、県の総合計画および県の教育委員会の総合的な計画の、文化財分野での具体的な計画が大綱であるという位置付けです。ですから、県の施策、県の総合計画の下にぶら下がっている、県の一連の計画のなかでの計画であるということです。

(常木会長)

これと関連付けるという意味ではないんですか。

(県文化課大内氏)

「これと関連付ける」とは。

(常木会長)

ちば元気プランや教育委員会の計画です。

(県文化課大内氏)

大綱はそれらに紐付けされています。ですから、流山市の計画も、流山市の総合計画の下に位置する、文化財分野の総合計画という位置付けになります。そうでなければ行政のなかでの総合計画とは言えない。

(常木会長)

あと、「千葉県を特徴付ける文化財の、周知の取組の推進」ということが書いてあるわけですが、例えば「千葉県を特徴付ける文化財」ってどんなものが挙げられるのでしょうか。

(県文化課大内氏)

千葉県を特徴付けると考えられるものは全てと考えております。ですので、具体的に挙げればいくつか挙げられると思いますけども、そういう曖昧な言葉にしておいて例えば流山市で、流山市ではこういうものが千葉県を特徴付けるものだよという風に挙げていただければ、それが自動的に千葉県を特徴付けることになるような形となるよう、あえて曖昧な言葉で書かれています。

例えば、簡単に言ってしまうと、千葉県は半島性がありますので、海に関わるものとかは当然皆引っかかってくるものと思います。

(常木会長)

千葉県だけを特徴付ける文化財ではないですね。海のあるものは千葉県だけでなく全国に関係する。例えばチバニアンとかは千葉県だけのものではないでしょうけども。

(県文化課大内氏)

千葉県の海に関連するものであれば千葉県を特徴付けることになるのではないのでしょうか。海はどこにでもあるかもしれないですけど、千葉県の海にあるものを、千葉県を代表するものとして位置付ければそれはそういう風になるんじゃないのでしょうか。

(常木会長)

県内で一番初めに地域計画が通った銚子市のものを見てみると、例えば黒潮が出てくるわけですが、これは確かにとても銚子らしいんですけども、黒潮の文化は和歌山とか色々なところにありますよね。それを、特徴付けるものを探せと言われても、そう簡単に行くかなと。

(県文化課大内氏)

流山市を特徴付けるようなものをきちんと位置付ければよろしいんじゃないかと思います。黒潮は和歌山にもありますけども、

銚子にもあるので銚子を特徴付けるものと言えますよね。銚子における黒潮との関わり方は和歌山と全く同じではないはずですし、銚子の文化財から見た黒潮の文化は銚子独自のものではないでしょうか。

具体的なものは流山市できちんと位置付ければいいだけの話であって、それを計画のなかに位置付けていく作業そのものが地域計画の策定の話に関わってくるんじゃないかと思います。

千葉県だけの特徴付ける特殊なものを探し出せという趣旨ではありません。地域それぞれの事情に合わせて、それぞれの地域を特徴付けるようなものを、きちんと文化財として保存・活用していけるような形で位置付ける、文化財を通じてその地域の特徴があぶり出されるといった形かと思います。その地域だけにしかないものを無理に探し出させるとかそういった意味合いではございません。

(常木会長)

流山だったらみりんとか利根運河とかが特徴付けるものとして出てくると思います。

(県文化課大内氏)

逆に言うと、それだけではないんじゃないかというのがあります。現在よく知られているものも含めて、広く地域計画に盛り込んでいくべきかと思います。

(秋谷館長)

他にございますか。

議題(2)について、他にご意見ないようですので、続いて議題(3)に移ります。

流山市文化財保存活用地域計画の方針について、事務局より説明願います。

(北澤次長)

具体的に、先ほどの章立てと合わせたような市の独自の現状・

課題等を把握しながら計画を進めていくわけですが、現状も含めて市の地域計画の大きな方針についてご説明します。

大きなテーマとしては「市内に残る文化財を通じて新旧住民が郷土に愛着を持てる文化財の保存活用制度・運用を確立する」というものです。

具体的に、この計画に合わせてどこまでどう作るかというご意見がありましたので、次回の会議に関しては、そのあたりも踏まえて資料を整理して、お諮りしたいと思います。

地域計画の内容として、地域毎にテーマを挙げ、そのなかで各地域における文化財の現状ですとか、課題とかがありますので、その点を取り上げながら進めていきたいと思っています。

今、事務局の方で考えているテーマが、一番目は「河岸とみりんを巡る道」。「道」というまとめ方でテーマを設定していますが、流山本町界隈を構成する文化財として一つのまとまりを作ろうと思っています。二番目が「利根運河と自然を巡る道」ということで、運河と新川耕地を含めたグループ。三番目が「台地の利用と緑を巡る道」ということで、資料にはおおたかの森周辺と書いてありますが、基本的には小金牧を中心とした牧と村々に関連する文化財。四番目に「台地と谷津を巡る道」ということで、坂川流域を中心とした八木地区・東部地区の遺跡や斜面林といった自然を合わせた文化財群ということが大きく一つのパッケージとして取り上げられると考えています。

地域計画のなかでは、(ア)調査・研究・指定への取り組み、(イ)防犯、防災体制の整備、(ウ)地域住民との協働・連携、(エ)情報発信・情報連携方法の検討、(オ)教育現場・庁内他部署・近隣自治体との連携、(カ)DMOとの連携といったものについても、それぞれの地域のなかでどういった取り組みができるかといったことを今後位置付けていきます。

それと合わせて、地域計画を支える制度として、この4月に法改正による地方登録制度の新設があります。県のほうでは、県登録文化財に関する条例改正は進んでいるのでしょうか。

(県文化課大内氏)

4月1日施行で条例改正します。

(北澤次長)

今まで、登録有形文化財は国しかなかったのですが、今後は県や市町村でも指定文化財の一つ下のランクとして登録文化財の制度を導入することができるようになりました。本市は条例改正の議案を出しておりませんが、地域計画と合わせて登録制度を導入することによって文化財の指定・登録を広げていきたいと思えます。もう一つ、認定文化財制度の導入を考えているところです。これは指定・登録ともになるのですが、所有者の同意があって初めて文化財として指定・登録ができることになっています。そのため、指定・登録になった場合に所有者に法的な制限があることを好まない・受け容れない方もいらっしゃると思います。それが文化財の指定・登録の障害になっていることもありますので、そうした法的な縛りなしに自薦・他薦問わず市の文化財として認めていく制度を導入することで、文化財の保護・周知を図っていきたいと考えています。認定に関しては文化財審議会の承認を得て進めていきたいと考えています。

次いで構成案になりますが、現状どこまで把握できているかということで、資料を付しております。

大本になるのは令和2年策定の流山市総合計画です。10年間の総合計画で、本日は概要版をお配りしています。歴史や文化財に関しては、基本計画の「2 生きがいを持って健康・長寿に暮らせるまち」の「3 文化芸術・歴史」として位置付けられています。さらにそのなかの「3 歴史的文化的遺産の保存・活用」という位置付けです。施策の目的は「文化芸術や歴史に親しむ機会を創出するとともに、歴史的文化的遺産を次世代へ伝える」とされています。これに基づいて地域計画の策定も進めていくこととなります。総合計画のなかでは状態指標として「指定文化財の数」があります。総合計画は2019年4月1日現在の文化財の数が記されています。そして、現状と主要課題として、「市内には、国登録有形文化財をはじめ、県・市指定文化財を合わせて50件の文化財があります。今後、更なる文化財の保護を図るため、文

化財指定や適切な保全を進めていく必要があります。」と謳われています。また、「市民が、まちに対して強い愛着と誇りを持つことができるよう、市内の有形・無形文化財など歴史的文化的遺産を保存するとともに、それらの有効活用を図る必要があります。」と謳われており、これをベースに地域計画を策定・実施することになります。

そして、施策の展開方向として「歴史的文化的遺産の保存・活用」が定められ、秋元家住宅土蔵や旧割烹新川屋本館などの文化財の指定・適切な保存・活用、郷土の歴史・伝統文化の理解に向けた啓発、歴史的文化的遺産の魅力の PR、市の歴史や文化の企画展開催などを通じた博物館活動の充実、親しみやすい市史などの刊行といった内容になっています。最後の有形・無形の指定文化財の有効活用については、流山本町・利根運河ツーリズム推進課等と連携して取り組みを進めていくことになっています。

市の指定文化財の現状について、次の資料をご覧ください。流山市総合計画策定時には指定文化財の件数は 50 件でしたが、令和 4 年 1 月 1 日付で運河のほとりにある旧割烹新川屋本館、現在ブラッスリーしんかわとして使われている建物が市指定文化財となりました。それを加えますと現在 52 件の市指定・県指定・国登録の文化財があります。

指定文化財が多いか少ないかについては一概に言えるところではありませんが、一覽だけ見ても分かりづらいかと思い、地図に示しました。赤い点が市指定文化財、緑の点が県指定文化財、青の点が国登録有形文化財の場所を示しています。これを見ると一目瞭然だと思えますが、市の南西部の流山本町近くに指定の文化財が非常に集中している状況がお分かりになるかと思えます。一方、旧割烹新川屋本館がこのたび運河関連の文化財として初めての指定となるなど、地域によって指定文化財の有無にばらつきがあることが現状です。

次の資料は、市内の埋蔵文化財包蔵地を示した地図です。市内には約 230 か所の遺跡があります。こちらに関しては、調査を継続していき、旧石器時代から室町・戦国期にかけての市域の様子はかなり把握されていますが、市指定文化財になっている

遺跡は1件もありません。また、東武線沿線の高台には遺跡が非常に少ないという特徴があります。このあたりも先ほど挙げたストーリーを構成するなかでどういった位置付けをするかの目安になるかと思えます。

次の一覧表は、博物館がこれまで調査・研究をしてきた刊行物の一覧になります。通史については平成17年に刊行が終わっております。そのほか市史資料編、博物館の企画展に合わせた仏像、おびしゃ、石仏、農業など各文化財についての調査研究を行い、報告書が刊行されています。市の通史的な事柄については一定程度の調査が進んでいる現状です。埋蔵文化財については、発掘調査の成果として刊行した報告書のリストを示しています。市が直営で行ったもの、外部に委託したものを合わせて約80冊の発掘調査報告書が出ています。先ほども述べましたように、旧石器時代から江戸時代より前にかけての市の歴史についても、これらの報告書によって把握ができていくことになります。

おおよその市の歴史像については把握ができていくのですが、地域計画を進めていくにあたり、指定文化財の今の状況として、指定になっていない文化財を地図で示しています。市域全体に未指定の文化財が分散している傾向にあります。利根運河そのものも名前は有名ですが文化財指定されていませんし、新川耕地にある今上落も近世に開削された用水路で、現在でも使われていますが、文化財指定されておられません。こうしたものも文化財の構成に含まれてよいのではないかとということでお示ししています。地図中に示しているものは基本的に神社や寺院が中心になっています。遺跡関係では、東深井古墳群や野馬土手跡を指定候補として挙げています。こういったものを、保存・活用にあたっての問題を整理して、策定を進めていきたいと思えます。

未指定文化財のピックアップについては、古文書類も指定文化財になっておりません。それらもリスト化し、地域計画のなかに位置付けて保存・活用を進めたいと思っています。

こうした現状を踏まえて今後、地域計画を進めていきたいということで、ご報告いたします。

(秋谷館長)

ただいま、流山市文化財保存活用地域計画の方針について、事務局より説明がありました。今の説明につきまして、ご意見等いただきたく思います。

(北澤次長)

大内さんがおっしゃる、計画のスケジュールはこれからですので、今回は現状の説明をしております。

(県文化財課大内氏)

委員の皆様は文化財の専門家ばかりではないですし、地域計画自体は、市民の皆さんと専門家以外の関係者全てが理解できるような形での計画でなければなりません。地域計画を策定することによって、専門家以外の方と連携・協同して活動する、文化財の保存・活用を連携して図るものですので、専門家しか分からないような説明というのは基本的にできない、避けていかなければならないというのが感想です。まずはその現状の認識の示し方の問題として、配布された遺跡の分布図をみても、課題として何かがあるというのは分かるんですけども、この地図を出されても普通の方には何を意味しているのか全く分からないのではないかなと思います。例えば、線を引いてあるのは野馬土手だろうとか、専門の人は分かるでしょうけども、そういうところですね。

今ご説明にあったように方針として挙げられて、いろいろ課題があって、調査がこれくらいされているんだというお示しがあったと思うんですけども、これをベースにして、本当の意味で現状での流山市の文化財、あるいは文化財になりうるような関連文化財というようなもの、保護措置が必要になるものにどういうものがある、それがどういう状態なのか、ということが問われることになると思います。調査がされているというような説明がありましたけども、調査されているものはどういう状態なのか、あるいは調査がされていないものがあるのかどうか。そういったところのベースの認識をまずきっちりされていく方向がいいのかなと思います。

博物館の刊行書籍の一覧があって、かなり色々なものが調査されているというのが一覧で示されておりますけども、これで明らかになったものがどういうものなのか。例えば、松井委員のご専門である石造物というのがこれで十分に調査されているのかどうかというのも分からないですね。そういう基礎資料の部分を整理していくことが必要なのかなと思いました。

発掘調査報告書もたくさん出てますよという風に言われて、旧石器時代から新しいところまで、報告書を見れば網羅されているんですというようなご説明もありましたが、この報告書が市の埋蔵文化財包蔵地をまんべんなくカバーしているわけではないと思います。これだけ報告書が出ているのだからこれ以上埋蔵文化財の調査は必要ないんですというような話になりかねないかと危惧いたしました。

データを出すとすれば、こういうことが分かっている、この時代については非常によく分かっているけれども、この時代のところは調査例がなくて分からないとか、今までの調査で成果と課題みたいなものがあるという形で積み上げていくべきかと思えます。それによって、流山市の文化財が置かれている現状というのをまずきちんと認識できるのではないかと思います。それで課題が明らかになったり、今調べているところではこういうつながりが見えてきているんですよとか、既存の調査で分からない部分はこういうところですよとか、そういうところが明らかになってくるんじゃないかと思います。そういうものがあって初めて、保存に関してはこういう風な施策が必要であって、あるいは活用に関してはこういうのが活かせるんじゃないかとかというような筋道が見えてくる、というのが地域計画の王道ではないかと思えます。ただ、多くの自治体ではそれをきちんと積み上げながらやっていくのがなかなかできないので、同時並行的にやっているのが現実です。

それでもきちんとした地域の文化財の認識というのは、この地域計画を作ることによって見えてこなければならぬし、それが専門家だけではなくて広く庁内関係部局や市民とも共有できるような形で示せない、地域計画としてはうまくいかないのでは

ないかなと思います。

ぜひ事務局には汗をかいていただきたいと思います。

(北澤次長)

ありがとうございます。章立てでいうところの最初のほう、市の歴史について分かっている現状などを文章や地図で示すということですね。

(県文化財課大内氏)

ビジュアルだけでなく、認識として、です。

流山市の概要と歴史の特徴という章立てになってしまっていますけども、そこはかなり重要な部分にはなっていると思います。まずは文化財等をきちんと把握し、認識しているんだと、あるいは認識できてない部分があるんだとか、そのところがしっかりしたものになると、大変いい地域計画になると思います。

関連文化財群に関しては、特徴が明らかになれば自ずとできるというのが理想だと思うんです。無理に作ると無理が出てきますし、ストーリーありきのようなものは違うかなと思います。

(北澤次長)

理解しました。

(相原委員)

大内さんの話を聞いていて、やはり文化財は市民にとって敷居が高いです。広報に出てくる文化財は限られているんです。流山がそうだということではなく、他の市町村でも同じだと受け止めています。見栄えのいいものを出したほうが市民がそれに付いてくるだろうということも確かなんです。私が住んでいるところは流山市のはずれもはずれ、東はずれのはずれなんです。こちらから見ると、国道6号を越えて、常磐線を越えて、水戸街道を越えた向こう側なんです。周りの人たちは、あんまり市民意識が高いとは言えない。例えば、流山本町には先ほどの分布図を見ましても市指定・県指定・国登録の文化財が圧倒的に多い。ぱっと見ただ

けでも偏りがある。私の住んでいるところには0です。そういうところで、関心を持っていなかった人たちに今回、地域計画というのはテーマとして大変いいと思って受け止めている。

どういう点かという、今までの流山市民あるいは行政が担ってきた枠を外して、新しく居住地域を中心に文化財を見直してみる。それでも均等にはならないけれども、そういう仕掛けを違ってくればまた見方が違ってくるのではないかというほのかな希望を持ったことではないかなと思います。具体的に言いますと、旧八木村が市の南東部なんですけども、そういう風にくくってくると、じゃあ歩いて見に行ってみようかとか、そういうことが出てくるんじゃないかと思っているんですね。だから、せっかく北澤さんが報告された仮テーマのところ、これは旧来の分け方など。この枠をいったん外してみてもどうかと。

地域計画の内容の「河岸とみりんを巡る道」、「利根運河と自然を巡る道」、「台地の利用と緑を巡る道」「台地と谷津を巡る道」とあります。一番下が私の住んでいるところですが、非常に弱いんです。それは博物館友の会で話し合ったときにも、やはり不均衡がある、それをどうするかというのがなかなか難しかった。現在も続いています。そういうことを、この地域計画のなかで外しながら、新しいものを押し出して、市民の関心をできるだけ高めるものにするにはどうしたらいいかなということを考えて聞いていました。

（県文化財課大内氏）

分布図を見ると、今までの流山市の文化財の行政としての関心は流山本町に集中している。もちろん、ここに指定すべきものがあるからだと思うんですけども、指定されていないものがないところに文化財がないわけではないんですよ。そういったものも取り込んで、市域の文化財としてどういう風に位置付けていくのかを考えるのが地域計画ということですね。

（相原委員）

あえて東南部の文化財というか、関心と呼ぶものとして、わず

か 800m しかないですけども水戸街道があるんですね。そして、明治 29 年に常磐線ができた。これはもう少し長くて千何百 m、駅はありませんけども市内を通っています。あるいは国道 6 号、あるいは新田集落と小金牧との関連……。

（県文化財課大内氏）

もちろん、それぞれのエリアにそのところで大事なものがあることには間違いありません。

（相原委員）

大事なものがあるんだけど、「そんなものが大事か」とみる人もいます。そういう人に、関心を持っていただけるんじゃないかと。

（県文化財課大内氏）

流山市にとって、それは大事なものですよね。それはやはりピックアップしていかなくてはならないし、そういったものが今までの文化財の施策からは抜け落ちていた。

（相原委員）

鉄道も色々取り上げてきましたけども、今皆の関心はつくばエクスプレスの沿線が流山市の中心になろうとしていますから、そちらを見ている。「今更常磐線は語れない」「今更水戸街道は語れない」、そういうものができつつある。そうではないんだとひっくり返すのは大変なところがあるんですね。見方を変えて、今回の計画の国・県・市という流れのなかで、新しい見方を出していく、その地域のなかで探そうじゃないかという目線があっていいかなと。

（県文化財課大内氏）

富里市は旧 13 村。旧村ごとの文化財の特徴みたいなものを明らかにするような形で地域計画を作っています。

(北澤次長)

今回は、流山本町に偏っていて他が少ないので増やしますという話しかできませんでしたので、相原委員のおっしゃるように、地区ごとにどういった文化財があるのかというのをリストアップして、次回の会議で具体的に現状をお示しできるように進めてまいります。

(若松副会長)

仮テーマについて説明いただき、ありがとうございました。この協議会は文化財の保存と活用ということで、今までの保存の現状をお話しいただいたんですが、私としては活用ということであれば、学びとしていくにはどんな教育施設があるかとか、どんな地域に学びのサークルがあるかとか、そういうことも含めて書いていかなければならないのかなと思いました。

我孫子市の地域計画を見せていただいたときに、テーマとして水、まち、道、伝承と大きなテーマでくくっているのを思うと、今回提示されたテーマのたたき台が全部「道」として挙げられているけれども、流山のなかではエリアで分けるのか内容で分けるのか、時代で分けるのか、地理的な特徴で分けるのか、色々なやり方があるのではないかなと思いました。

私はたまたま今、利根運河に関わる仕事をさせていただいているので、ここに出てきていない利根運河の姿を例にしますと、まず土木遺産だということ。明治時代、このエリアが近代土木の粋を極めた先進地だった時代というのもありますし、流通の道としての役割のほかに、それが落ちていったときに観光活用という視点が生まれてきて、東京から銚子を結ぶ道として使われていた時代もあります。実際に利根運河を歩くと、そのときにどう観光を盛り上げていこうかと考えて、お大師様を設置したり、ビリケンさんを設置したり、大正時代や昭和初期の頃の観光文化遺産という位置付けでも評価できるのではないかと思います。テーマパークのように果樹園があったこともあります。開発によってどんどん失われていきそうです。お大師様も 88 か所ありましたが、今は散逸の危機にあると思います。そういったことが課題としてあ

と思うので、利根運河に関しては「世界遺産にします」くらいの勢いでテーマを設定してやってみるのもありかなと思うくらい、ストーリーは作れそうな気がしています。

「道」というと、鉄道に関しては流鉄もありますし、利根運河も流通の道です。水戸街道もありますので、そういったテーマも考えられるでしょう。谷津ということであれば、市内の色々な部分、もともと利根運河も谷津をつないで掘ったようなところもありますので、もしかしたら新しいテーマにもなるでしょう。東深井古墳群のように利根運河の近くにありながら、ぽつんとある遺跡の時代を全体で追ってみたら、見えていない古墳の時代の特徴が見えてくるかもしれない。お話を聞いていて、そういった可能性をテーマにして行けたらいいのかなと思いました。

（笠間委員）

地域計画策定にあたりましては、市がどういう方向でまちづくりを進めようとしているのか、先ほどの総合計画もありますが、それが一つの大きなバックボーンになるのだと思います。そのなかで文化財の活用をどういう風にやっていくのか。相原委員のおっしゃったように、切り口を変えてみたり、今まで見つかったなかった文化財、あるいはそれに関わる新たな財産を開拓したりしていく。そういうことで、これまであるいは現在進めている文化財の活用事業が実際にどのような役割を果たしているのか、そこにどんな課題があるのか。

特に本町界限については人流がなかなか増えていかない。これは流山市が観光都市と言えるのかどうかということから考えると、そう高い認知度は市内にはない。行政がやっていくなかで、本町界限の関連文化財については、ぼちぼちできつつあるとは言えると思います。それが増えることが期待できるかと言うと、豈図らんやなかなかそういうことは難しい。何が原因かと考えたときに、一つにはインフラ。インフラがしっかりしていないと、観光客が来て、見て、失望したらリピートがない。私は市の当局の方にも申し上げましたけども、観光客が来て歩いて、「きれいだな」「また来てみたいな」と感じる街並、そこに文化財がある、と

いう観点から言いますと、残念ながらなかなかきれいじゃないんですね。そういうところのインフラの整備。トイレも少しずつできていて、駐車場も整備されてきていますけども、歩いていて街並がもう少しきれいにならないと難しいんじゃないかと。何人かの方には申し上げているのですが、一つには道路。歩いていてところの道路がきれいでない。近藤勇陣屋跡の前の道路は2年半くらい前に石畳になり、非常にきれいになった。それ以前の道路と比べると、「これはきれいだな」と思うわけです。逆に、来た人がそのように感じるまちづくりをしていかないと観光、ツーリズムとしては難しいかなと。

地域計画のなかで、例えば本町界隈でどのように文化財を活用するかということについて、そこはもうすでにやっていますね。やっているけれども、もう少しスピードアップできないかなと思うわけです。既にやっていることを整理して、なおかつ新しいものを見つけて計画を練る、ということじゃないかなと私は考えました。

(秋谷館長)

他にご意見ありますでしょうか。

(常木会長)

例えば、今の江戸川に沿って見ると、南から北にたくさん縄文時代のすばらしい遺跡群が江戸川沿いの丘陵のすぐ上にあります。最近見つけてきている方形周溝墓などはちょっと内側にあって、東深井古墳群とかはさらに内側にあります。全部縦(南北)に並んでいます。それは流山街道など江戸時代も含め、かつては違う名前でしたが江戸川沿いに縦に並んで繁栄しているわけです。ところがそれを壊し、東西の新しいストーリーを作ったのが利根運河です。そのあとのつくばエクスプレスもそうなるわけですね。そういう遺跡の全体の分布や歴史的な違い、それらを合わせてしまう東西の流れなど、全部の文化財を魅力的に並べられるような気がします。

先ほど若松副会長が言われましたが、利根運河を作ったのはオ

ランダの学者・ムルデルです。ムルデルについて見ると、利根運河だけでなくスエズ運河などにも関わっています。日本であれば三角港にも関わっていて、これは世界遺産になっていますね。例えば、ライデンに流山の小学生を送り込むとか、彼が作ったハーグの運河を見てもらい、利根運河とどう違うかとか。明治時代の日本のなかで利根運河はどういう役割を果たしたのかとか。色々な可能性があって、ストーリーを作れるんじゃないかと思います。ぜひ面白いストーリーを作っていただければ。

(松井委員)

私は利根運河の近くに住んでいまして、「利根運河っていいよね」と皆さん言うんですね。それは文化財指定されていなくても言うんです。なので、文化財指定しなくてもいいんじゃないかと思うこともあります。文化財指定の話の前に、根本として住んでいる人たちがいいと思っている、市民がいいと思っていることを大事にしたいなと思うんですね。

専門家のようにこの席に座っていますが、利根運河の近くに住んでいる一市民です。もっと市民が中心になって話し合いたいというところが大きいので、もっと市民の声を聴く機会があればいいなと思います。例えば、利根運河を掘削した人の話を一度聞いたことがあります。それは私のお囃子のお師匠さんのひいおじいさんで、現金収入がなかったので皆こぞって掘削に向かったという話とか、お師匠さんは80歳ですが、利根運河に入って泳いで遊んだ記憶があるとか、あの場所から蛇が出てきたとか、蒸気船が通っていったらその後を利根運河に飛び込んで泳いでついて行って遊んだとか、船から色んなものが投げられるからそれをもらって喜んでいたりとか、そういう話を聞くと、文献に書かれている歴史以上に面白いなと感じられるので、実際に関わった人たちの話をもっと聞けるとボリュームが増して、新しい人たちも「へえそうなんだ」という気持ちにもなるかなと思います。

こういう仕事に就いていますが、先ほど「文化財指定しなくてもいい」と発言をした根底には、ある人に「文化財って本当に大切なもの」「本当に価値があると皆感じているの」とか言われてそ

れに答えられなかったという以前の経験があります。山形県の出身ですが、流れ流れてもう12年くらい流山に住んでいるんですけども、「愛着って感じているのかしら」と思うことがよくあるんですね。資料に立ち返ると、地域計画のテーマは「新旧住民が郷土に愛着を持てる制度」と書いてあるんですけども、愛着を持たせる、愛着を自ら持つというのはすごく難しいことだと思っています。自分も、他人に愛着を持ってもらうように仕向けるにはどうしたらいいんだろうということを考えています。こちらでどういう進め方をするかはまだ決まっていな思いますが、市民の声をもっと聴き込めるような機会を設けられないかなと考えています。

そういう機会、策定のなかで市民の意見が反映されることってあるのでしょうか。

(県文化財課大内氏)

ワークショップなど実施しているところがあります。

(北澤次長)

やり方はいろいろとあります。

(松井委員)

ありがとうございます。博物館の刊行物にも聞き書きをまとめたものもあったと思いますので、そういう生の声をもっと大きくなるといいなと思います。

(若松副会長)

松井委員のお話を聞いていて思ったのですが、やはり文化財は形として残っているものがあると同時に、風俗とか民俗文化など、普通の人々の普通の生活の声は記録していかなければ絶対に残っていきませんよね。貴族の服は分かるけども当時の民衆の服はほとんど残っていませんから。流山のなかで暮らしていた人たちの話など、明治生まれの方はほぼ亡くなっていますから、もう残していく機会がほとんどなくなっているもの

を保存していくことは一つ大事な、流山のなかのテーマになると思います。利根運河にしても、縦にあるものを分断したのが利根運河で、実際に村が分断されて離れてしまった人の話とかも聞いていますけども、聞いた私が個人としては知っているけれども、残していかなければ全部分からなくなってしまいます。野馬土手のようにどんどん開発で潰されてなくなってしまおうと、なくなってしまって「昔あったんだよ」と言っても、もう跡形もないので、そういったところもどうやって伝えていくのか、残していくのかということ、伝えていく・残していくことが「財」につながるのであれば、必要なのかなと思いました。

利根運河については、チーバくんの鼻の線は、本当は利根運河なんじゃないかなと思っています。利根運河が鼻の線になっているという認識を千葉県の人々が皆持ってくれるくらいになるというのも、分かりやすい目安かなと思います。

（県文化財課大内氏）

こんなに利根運河を大切に思っている方がいるんだと、改めて思います。まさに流山市に関わる人々にとって非常に大切な、流山の財産なんだなと感じました。

（松井委員）

先ほど、「文化財指定しなくてもいい」というような発言をしましたが、本旨ではなく、そうでなくても価値があるという話でしたかっただけです。利根運河は 3 市が関わっていることなので、指定するのは大変なことだと思いますけども、今か今かと待ち望んでおりました、何とか指定していただけるように頑張っていたらなと思います。

（北澤次長）

ご意見ありがとうございました。地域計画策定を進めていくにあたって、現状はまだまだだということ、委員の皆様からありましたようにそれぞれの地区でどういったものが残っているか分からないことが非常に多かったと思います。次回の会議では、

市のなかのどの地区にどういった文化財が残っていて、どういったいいポイントと課題があるかということをお示ししたいと思います。

利根運河に関しては、熱い思いをお持ちの方が多く、3市協議をしていくことを改めて意識しました。

(県文化財課大内氏)

文化財や関連文化財のリスト化もですが、現在やられている文化財に関わる事業や、文化財の保存・活用に関わっている団体の調査なども並行してきちんとしておくとうろしいんじゃないかと思います。柏市などは活動している団体の調査や直接のやりとりを結構やって、いい成果が上がっています。

直接今、いろんな立場で文化財関連の活動をされている方は非常にたくさんいらっしゃると思いますし、流山のなかにも活動している方がいらっしゃるそうですので、そういったものも事務局のほうでよく調べていただけるといいんじゃないかと思います。

(秋谷館長)

他にはいかがでしょうか。

ないようですので、議題3を終了いたします。

その他として、何かございますか。

(北澤次長)

事務局からです。次回の会議については、できるだけ早め、6月末を目途に開催したいと思います。

(秋谷館長)

その他に関して、何かございますか。

ないようですので、以上をもちまして第1回文化財保存活用地域計画策定協議会を閉会します。長時間にわたるご審議、ありがとうございました。